

楽文楽運営委員会
(ら ぶんらく うんえいいんかい)
規 約

(名称)

第1条 本会は、楽文楽運営委員会（読み方を「ら・ぶんらく」とし、以下「本会」という）と称する。
本会の事務局は、東京都港区高輪4-23-6-708、株式会社わいず内に置く。
予約業務は、神奈川県横浜市港南区芹が谷1-112-402に置く。

(目的)

第2条 本会を通じて、文楽関係者、文楽を愛する文楽サポーターとの交流をはかり、観劇会、イベントや研究会を通じて、人形浄瑠璃文楽の伝承と発展をサポートするのを目的とする。

(活動・事業の種類)

- (1)WEB サイトの運営（制作の一部を外注により行う） <http://labunraku.jp/>
- (2)イベントの企画運営（国内・海外）
- (3)出版物・音楽・衣類・雑貨の制作 販売

(設立)

平成10年設立東京文楽会として設立、改定、平成28年、楽文楽運営委員会と名称を変更。

(活動資金)

本会の活動資金は、会員の年会費・法人、団体等からの補助金、寄付金による。

(会員)

第3条 本会の会員は文楽サポーターと称し、所定の年会費を納入しなければならない。
会費：年会費 初年度5,000円 次年度より3,000円とする。
会員資格有効期限：6月1日より5月31日までの1年間とする。
自動更新は行わず、次年度の会費を納めることにより、継続とする。
退会の判断：次年度の更新を行わないとき。申し込み後、二か月間の間に振入がないとき。

(役員)

第4条 代表 藤澤 優（運営責任者） 副代表 渡辺 幸裕（編集長） 監査役 平光 康晃

(解任)

第5条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員の協議により、これを解任することができる。
(1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
(2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

付則 平成10年5月 改訂
平成17年3月 改定
平成28年4月 改定

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明いたします。

楽文楽運営委員会 代表 藤澤 優